

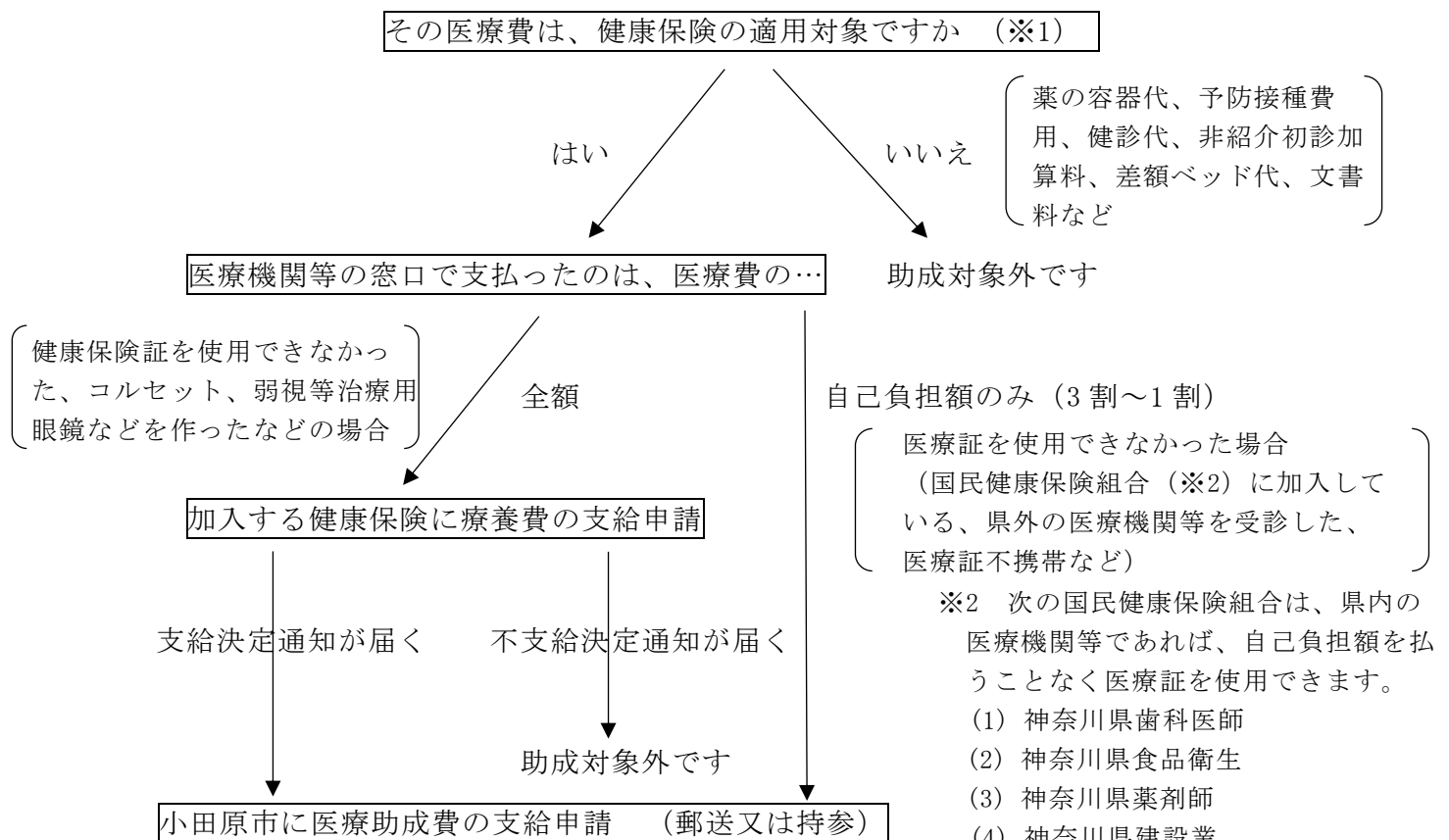
# 医療助成費の支給申請について（小児・ひとり親家庭等）

—医療機関等の窓口で自己負担額を支払ったとき—

医療証（小児・ひとり親家庭等）が使えず、医療機関等の窓口で保険診療の自己負担額を支払ったときは、医療助成費の支給申請を行ってください。

※1 健康保険の適用対象か不明な場合は、まず申請ください。申請後に保険適用外と判明した場合は、領収書をお返しします。

## 1 手続の流れ・必要書類



### 申請に必要なもの

- 医療助成費支給申請書
- 領収書の原本（健康保険組合等に療養費支給申請を行った場合は、コピー）
- 医療等を受けた人の健康保険証（郵送の場合、不要）
- 申請者の通帳、キャッシュカード等（郵送の場合、不要）

### ケースによって必要なもの

- 健康保険に療養費の支給申請をした場合・・・支給決定通知書などのコピー
- コルセット、弱視等治療用眼鏡などを作成した場合・・・医師の作成指示書などのコピー
- 健康保険に高額療養費の支給申請をした場合、または高額療養費に該当した場合・・・支給・不支給決定通知書などのコピー

## 2 支払時期

申請日の翌月末までにお支払いしています。支払日は、支払決定通知書でお知らせします。  
(申請日…郵送の場合は市に届いた日、不足書類があった場合はすべて提出された日)

## 3 注意事項

### (1) 申請期限

受診等から5年間です。(支払いに健康保険が適用されている場合です。)

※病院等の窓口で医療費の全額を支払っている場合、加入している健康保険への療養費等の申請・支給が済んでいないと小田原市で助成できません。療養費等の申請期限やその起算日等の詳細は加入している健康保険にご確認ください。

### (2) 申請者・振込先口座の名義

保護者としてください。

### (3) 領収書の返却

領収書は、原則返却しません。事情により返却を希望される場合は、必ず申請書にその旨を明記してください。なお、市の助成を受けた自己負担額については、所得税・住民税の医療費控除を受けることはできません。

### (4) 高額療養費

同一月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合に一定の金額を超えた分が後から払い戻される、健康保険の制度です。該当した場合は加入している健康保険から発行される高額療養費支給決定通知書等の写しを添えて小田原市に医療助成費支給申請を行ってください。医療助成費支給申請書にその添付がなく、高額療養費に該当する可能性があると思われる場合は申請者に確認の連絡をさせていただき、必要に応じて添付書類の提出をお願いする場合があります。その際は支給を一時保留といたします。

※高額療養費の申請の要否は加入している健康保険にご確認ください。

※高額療養費の決定・支給は診療月から概ね3ヶ月以上かかります。

## 4 郵送の宛先・持参する窓口

### (1) 郵送の宛先 (郵送の場合、領収書以外の添付書類は、コピーを提出ください)

〒250-8555 小田原市荻窪300番地 小田原市子育て政策課

### (2) 持参する窓口

子育て政策課 (市役所5階)

住民窓口 (マロニエ・いずみ・こゆるぎ)

(問い合わせ先) 小田原市子育て政策課 電話 0465-33-1453
---